

平成 23 年 3 月 23 日

国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

宮城県石巻港湾事務所

石巻海上保安署

## 石巻港の一部供用開始について

津波被災に伴い石巻港では、航泊禁止措置をとっていますが、関係機関による水路測量及び連絡調整により、石巻港における船舶等に対する航泊禁止措置の一部を本日解除し、下記のとおり供用を開始します。

なお、供用に当っては平成 23 年 3 月 18 日付け石巻港長公示第一号に従ってください。

### 記

1 供用開始日時 平成 23 年 3 月 23 日 午後 6 時 30 分

2 供用開始場所

(1) 中島埠頭

一号岸壁 (-5.5m 岸壁) ※

二号岸壁 (-10.0m 岸壁) ※

三号岸壁 (-10.0m 岸壁)

(2) 大手埠頭

一号及び二号岸壁 (-7.5m 岸壁) ※

三号及び四号岸壁 (-5.5m 岸壁)

(3) 日和埠頭

六号岸壁 (-9.0m 岸壁)

七号岸壁 (-10.0m 岸壁) ※

※中島埠頭一号及び二号岸壁、大手埠頭一号及び二号岸壁並びに日和埠頭七号岸壁の水深については、港湾管理者にお問い合わせください。

3 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

### 【問い合わせ先】

国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

電話 090-3025-8932

宮城県石巻港湾事務所 港政班

電話 090-1490-0129

宮城海上保安部 交通課 (代行)

電話 022-367-3917

# 石巻港

大手埠頭 三号及び四号岸壁  
(-5.5m岸壁)

大手埠頭 一号及び二号岸壁  
(-7.5m岸壁) ※

中島埠頭  
一号岸壁(-5.5m岸壁) ※

日和埠頭 七号岸壁  
(-10.0m岸壁) ※


中島埠頭  
二号岸壁(-10.0m岸壁) ※

日和埠頭 六号岸壁  
(-9.0m岸壁)

中島埠頭  
三号岸壁(-10.0m岸壁)

航行可能海域

23日～  
測量実施

 海上保安庁実施予定

※中島埠頭一号及び二号岸壁、大手埠頭一号及び二号岸壁並びに日和埠頭七号岸壁の水深については、  
港湾管理者にお問い合わせください。